

進めています行政改革

1 特殊法人などの改革 1ページ

組織形態の見直し
財政支出の削減
役員数の削減
役員の給与・退職金の削減
厳しい経費の削減・効率化目標の設定
独立行政法人の見直し
行政委託型公益法人等の改革
年金福祉施設等の見直し

2 行政機関の定員の削減合理化・給与等の見直し 4ページ

中央省庁の体制の縮減
喫緊の対応が必要な部門への大幅な増員
政府全体を通じた定員の再配置の推進
国家公務員の給与・退職手当の引下げ

3 行政組織のスリム化 6ページ

中央省庁の再編等
国の出先機関の抜本的見直し
民間委託等の推進

4 規制改革等 7ページ

規制改革
構造改革特区

5 地方の行政改革 8ページ

地方公務員の総数の減少
地方公務員の給与の適正化等
民間委託等の推進
市町村合併の推進
新たな地方行革指針の策定等

6 今後の行政改革の方針の策定 10ページ

1 特殊法人などの改革

特殊法人などの組織や事務・事業について見直しを進めています。

組織形態の見直し

・改革対象とされた163の特殊法人等(特殊法人及び認可法人)のうち、既に135法人(8割強)について法律改正などの措置

・このうち、道路関係四公団は、平成17年度中に民営化

- コスト縮減、新直轄方式の導入により、高速国道の有料道路事業費を概ね半減
- 管理費を17年度までに3割削減(対14年度)

-高速国道の料金の平均1割程度の引下げに加え、「別納割引」の廃止を踏まえ、更なる引下げ

財政支出の削減

・改革前に比べ、特殊法人等から移行した独立行政法人分も含め、約1.5兆円の財政支出を削減

措置済み法人(135法人)の内訳(詳細は別紙)

廃止	15法人	(例)石油公団
民営化等	36	(例)新東京国際空港公団
独立行政法人化	39	(例)国際協力事業団
共済組合として整理	45	(例)日本たばこ産業共済組合

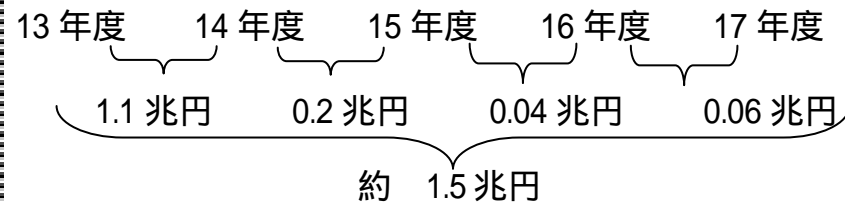
高速国道の有料道路事業費の半減

約20兆円 約10.5兆円

17年度予算において3割削減(四公団総額約2,600億円削減)を達成

16年11月から料金引下げを順次実施しており、17年4月には予定どおり引下げを実現

特殊法人等向け財政支出の削減



役員数の削減

- ・特殊法人等から移行した独立行政法人の役員数を約4割削減

役員の給与・退職金の削減

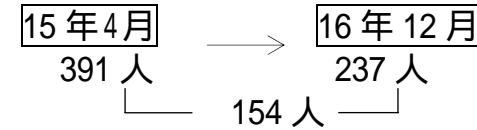
- ・特殊法人等の役員の給与を平均で約1割削減

- ・独立行政法人、特殊法人等の役員退職金を平成14年3月までの水準に比べ約3分の1に削減

厳しい経費の削減・効率化目標の設定

- ・特殊法人等から移行した独立行政法人については、中期目標(3年～5年)の策定時に、厳しい経費の削減・効率化目標を設定

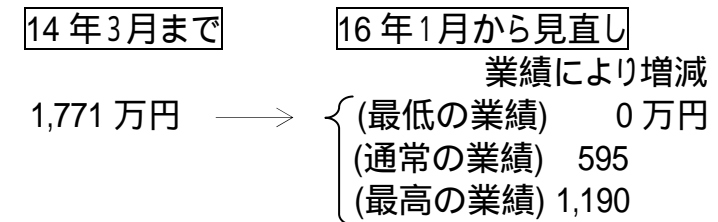
役員数の削減



役員給与の削減例

- ・大規模事業団の理事長 15.6%
- ・中規模事業団の理事長 14.1

理事長(任期4年)の退職金イメージ



経費の削減・効率化目標

- ・一般管理費について平均約13%の削減・効率化
- ・事業費について平均約10%の削減・効率化

独立行政法人の見直し

- ・省庁再編時に設立された独立行政法人の中期目標期間終了に当たり、組織・業務全般について厳格な見直し
- ・中期目標期間が終了する法人(16年度:3法人、17年度:53法人)のうち、16年中に約半数に当たる32法人について前倒しで見直し

行政委託型公益法人等の改革

- ・検査・検定等について、指定制(行政の裁量により指定した法人による実施)から登録制(行政の裁量の余地のない基準に基づき登録された法人による実施)に移行
- ・いわゆる「丸投げ」や「丸抱え」法人の補助金等を削減

年金福祉施設等の見直し

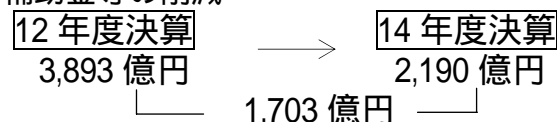
- ・年金福祉施設(265)、政府管掌健康保険の保健・福祉施設(63)及び大規模年金保養基地(13)については地方公共団体や民間への売却を推進
- ・年金福祉施設及び政府管掌健康保険の保健・福祉施設の整理合理化を行うための独立行政法人を設置予定。5年を目処に整理合理化
- ・年金福祉施設及び政府管掌健康保険の保健・福祉施設の経営委託先公益法人については、業務の内容等を全面的に見直し、廃止を含めた整理合理化

見直しのポイント

- ・組織・業務の整理縮小・民営化、類似業務を行う法人の統合(32法人を22法人に再編・統廃合)
- ・研究・教育関係等25法人の役職員約8,300人の身分を新たに非公務員化(既に非公務員化が予定されているもの等4法人を含め、29法人(約12,100人)が非公務員化)

- 検査・検定等の事務・事業の改革の推進状況(16年3月)
- ・改革対象の195制度のうち143制度(約73%)が既に措置済み(措置期限:17年度)

補助金等の削減



(注)平成14年度補正予算による時限の雇用対策関係補助金を除く

年金福祉施設等

年金福祉施設等 年金福祉施設:265	
厚生年金(114施設)	厚生年金病院(10)、厚生年金会館(21)、老人ホーム(32)、サンピア(25)等
国民年金(59施設)	健康保養センター(47)、国民年金会館(2)、健康センター・総合健康センター(10)
制度共通(92施設)	社会保険センター(48)、社会保険健康センター(44)

政府管掌健康保険の保健福祉施設:63

健康保険(63施設)	社会保険診療所(7)、健康管理センター(15)、保健福祉センター(13)、健康づくりセンター(6)、保養所・健康増進所(22)
------------	---

- ・大規模年金保養基地(グリーンピア):13
-6基地及び1基地の一部について譲渡済み

2 行政機関の定員の削減合理化・給与等の見直し

行政機関の定員を大幅に削減合理化するとともに、給与・退職手当を引き下げています。

中央省庁の体制の縮減

- ・平成 17 年度の中央省庁の体制は中央省庁等再編時の 84.1 万人から 33.2 万人程度にまで縮減

- ・これは、諸外国と比較してもスリムな体制

喫緊の対応が必要な部門への大幅な増員

- ・定員削減を進める中で、CIQ (入国管理、税関、植物防疫、動物検疫)、治安関係 (刑務所、検察、海上保安等) などは大幅な増員

行政機関の定員の削減合理化

(13 年 1 月)

行政機関: 84.1 万人

(18 年 3 月)

行政機関: 33.2 万人

- ・郵政公社 28.6 万人
- ・国立大学法人 (非公務員型) 13.3
- ・独立行政法人 7.1
- ・純減 1.9

中央政府の職員数(防衛職員除く)の国際比較

[人口千人あたりの人数(13 年度)]

ドイツ	日本(16年度)	アメリカ	イギリス	フランス
2.2 人	2.8 人	4.2 人	6.5 人	28.8 人

(注) ドイツ、アメリカは連邦国家であり、権限の多くを州等に委譲している

17 年度的主要部門の増員数

- ・C I Q 399 人
- ・治安関係 1181 人

政府全体を通じた定員の再配置の推進

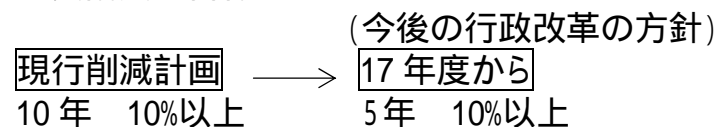
- ・17年度からは従来の10年10%以上を倍増させる5年10%以上の定員削減を目指す(今後の行政改革の方針)
 - 削減分から増強が必要な部門へ府省間を越えた大胆な再配置を推進

国家公務員の給与・退職手当の引下げ

- ・厳しい民間の経済状況を反映し、平均年間給与(年収)は平成11年以降累積で約7.7%引下げ、退職手当は約8.4%引下げ(支給水準 5.5%×月給引下げ)

- ・地域における給与の官民較差を踏まえ、その地域に勤務する国家公務員給与の在り方を検討

定員削減の目標



最近の給与水準の引下げ状況

	月給の増減	ボーナスの支給月数の増減	年収の増減
11年度	0.28%	4.95月 (0.3月)	1.5%
12	0.12	4.75 (0.2)	1.1
13	0.08	4.70 (0.05)	0.2
14	2.03	4.65 (0.05)	2.3
15	1.07	4.40 (0.25)	2.6

- 寒冷地手当制度の抜本的見直しを16年度に実施(支給対象職員数の約半数を対象外、支給額を約4割引下げ等)
- 今後、民間賃金の低い地域における官民給与較差を考慮した全国共通俸給表の水準引下げ(現行の調整手当方式の見直し)等について、人事院での具体的検討を踏まえ対応

3 行政組織のスリム化

行政組織のスリム化を進めています。

中央省庁の再編等

- ・1府22省庁を半減
- ・本省の局及び課室の数を大幅に削減
- ・独立行政法人制度の創設・独立行政法人等への移行
 - 中央省庁の研究機関等の独立行政法人への移行を推進
 - 16年度に国立病院・療養所等を独立行政法人化
 - 16年度に国立大学の国立大学法人化(非公務員型)

国の出先機関の抜本的見直し

- ・国の出先機関について、今後、抜本的に見直し

民間委託等の推進

- ・「民間にできることは民間に」という原則の下、国の事務・事業について民間委託等を推進

省庁の数等の削減(13年1月)

	(再編前)	(再編後)
省庁の数	1府22省庁	1府12省庁
官房、局の数	128	96
課、室の数	1,166	995

見直しのポイント

- ・事務・事業の見直し
- ・地方公共団体への委譲、独立行政法人への移管
- ・民間委託の推進
- ・定員の削減合理化

民間委託等の取組例

- ・統計事務(集計、データベース作成等)
- ・職業安定業務(長期失業者の就職支援業務等)
- ・社会保険業務

4 規制改革等

規制改革などにより、地域や民間の活力を引き出しています。

規制改革

- ・平成7年(「規制緩和推進計画」の策定)から現在までの9年間に、のべ5,000項目を超える規制改革
- ・1990年代以降の規制改革の経済効果は、国民1人あたりでは約11.2万円のメリット

構造改革特区

- ・地方公共団体や民間の方々から寄せられた提案を踏まえ、地域の特性に応じた規制の特例を導入する特定の区域を設け、その地域での構造改革を推進
- ・特色のある475件の特区を認定(16年12月現在)
- ・特区において講じられた規制の特例措置については特段の問題がないと評価された場合には全国レベルの規制改革に展開

規制改革の具体例

- ・医薬品の一部をコンビニ等で購入可能に
【医薬部外品の範囲の拡大】
- ・会社の設立が簡単に
【最低資本金規制の緩和】
- ・公立のスポーツ施設等の利便性向上
【民間業者による公の施設の管理】

特区で実現した規制の特例の具体例

- ・学習指導要領によらない多様なカリキュラム編成
(51件)
- ・株式会社による学校設置(19件)
- ・農家民宿等における「どぶろく」の製造(31件)
- ・株式会社等による農業参入(64件)

5 地方の行政改革

地方においても行政改革が進展しています。

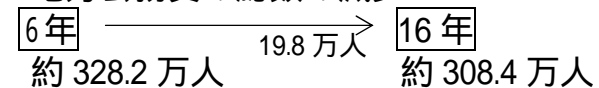
地方公務員の総数の減少

- ・地方公務員の総数は、平成7年から10年連続して減少
(累積約20万人の純減)
- ・地方公務員の総数が減少している中で、例えば、喫緊の課題である治安の回復のために警察官を大幅に増員

地方公務員の給与の適正化等

- ・ラスパイレス指数^(注)は大幅に低下し、過去最低の水準
(注) 国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準の指数
- ・厳しい民間の経済状況を反映し、地方公務員の給与・退職手当についても国家公務員の給与と同様に引下げ。
16年度は寒冷地手当を抜本的に見直し
- ・不適正な諸手当など、その適正化を強力に推進
- ・地方公務員の給与について、地域の民間給与の状況をより反映する観点から、そのあり方を検討

地方公務員の総数の減少



地方警察官の増員

14年度～16年度で11,650人

ラスパイレス指数の状況(16年4月時点)

- ・全団体(約3,170)の約93%が100未満
- ・全国平均で97.9(昭和49年4月に比べ12.7ポイントの低下)

(参考)

- ・1,400以上の団体が、総額1,400億円超の給与削減措置を実施(16年4月)
- ・都道府県・政令指定都市における特殊勤務手当の実態について、検討を要する手当等を公表(16年12月)

民間委託等の推進

- ・既に多くの事務・事業で取組みが進展
- ・指定管理者制度を活用し、公の施設の管理を株式会社等に行わせ、経費節減に取り組む団体も増加

市町村合併の推進

- ・全国的に市町村合併の取組みは急速に進展
- ・現行合併特例法の期限である 17 年3月までに十分な成果が上げられるよう、より一層強力に推進
- ・17 年4月以降は、合併新法に基づき、引き続き市町村合併を推進

新たな地方行革指針の策定

- ・与党申入れを踏まえ策定された「今後の行政改革の方針」(16 年 12 月 24 日閣議決定)に基づき、16 年度末までに新たな地方行革指針を策定し、地方行革を一層推進

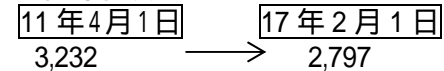
民間委託等の取組例

- ・地方公共団体の公の施設(コミュニティセンター等)の運営事務、庁内の清掃、情報処理・庁内システムの維持・管理 等

指定管理者制度の活用例

- ・地方公共団体の公的な観光施設の管理運営を百貨店やレジャー会社が代行
- ・市立病院の管理運営を日本赤十字社が代行

市町村数の変遷



法定協議会の状況(17 年1月24 日)

556 協議会(構成市町村数 1,619(全市町村の 57.2%))

6 今後の行政改革の方針の策定

行政改革を更に積極的に推進するため、今後の行政改革の方針を策定しました。

・与党申入れ(16年6月)を踏まえ、16年12月24日に「今後の行政改革の方針」を閣議決定し、行政改革を更に積極的に推進

「今後の行政改革の方針」の項目

- 1 政府及び政府関係法人のスリム化
- 2 行政効率化の推進
- 3 行財政の制度及び運営の改善・透明化
- 4 規制改革の推進等
- 5 電子政府・電子自治体の推進
- 6 公務員制度改革の推進等
- 7 公益法人制度の抜本的改革
- 8 地方分権の推進
- 9 その他

特殊法人等整理合理化計画の実施状況(組織形態)

(別紙)

基本法 施行前		措 置 済	今後措置予定	現状維持
特殊法人	77	<p>法律改正 53</p> <p>[廃止 7] 簡易保険福祉事業団、石油公団、宇宙開発事業団、日本労働研究機構、地域振興整備公団、日本育英会、都市基盤整備公団</p> <p>[民営化等 16] JR3社:東日本、東海、西日本JT、日本私立学校振興・共済事業団、放送大学学園、社会保険診療報酬支払基金、帝都高速度交通営団、日本勤労者住宅協会、電源開発株式会社、新東京国際空港公団、環境事業団、道路4公団:道路公団、首都、阪神、本四</p> <p>[独立行政法人化 30] 金属鉱業事業団、北方領土問題対策協会、国民生活センター、国際協力事業団、国際交流基金、科学技術振興事業団、理化学研究所、日本芸術文化振興会、日本学術振興会、日本体育・学校健康センター、労働福祉事業団、社会福祉・医療事業団、心身障害者福祉協会、勤労者退職金共済機構、雇用・能力開発機構</p> <p>実態上措置 1</p> <p>[民営化等] 農林漁業団体職員共済組合 (共済組合として整理)</p> <p>緑資源公団、農畜産業振興事業団、農業者年金基金、中小企業総合事業団、日本貿易振興会、新エネルギー・産業技術総合開発機構、水資源開発公団、日本鉄道建設公団、運輸施設整備事業団、国際観光振興会、公害健康被害補償予防協会、奄美群島振興開発基金、年金資金運用基金、日本原子力研究所、核燃料サイクル開発機構</p>	<p>22</p> <p>[民営化等 8] 開空(単独民営化を図る方針が14年末に決定)、NTT3社(政府保有株式数規制について早急に結論)、JR4社:北海道、四国、九州、貨物(できる限り早期に完全民営化)</p> <p>[廃止・独立行政法人化 1] 住宅金融公庫(廃止した上で証券化支援業務を行う独法を設置)</p> <p>[引き続き検討 13]</p> <p>政策金融機関8法人:国民公庫、農林公庫、中小公庫、公営公庫、沖縄公庫、国際協力銀、政策投資銀、商工中金(17~19年度に組織形態の見直しを検討)</p> <p>公営競技5法人:中央競馬、競輪、地方競馬、オート、競艇(集中改革期間内に見直しを検討)</p>	<p>1</p> <p>日本放送協会</p>
認可法人	86	<p>法律改正 24</p> <p>[廃止 8] 基盤技術研究促進センター、通信・放送機構、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構、野菜供給安定基金、海洋水産資源開発センター、生物系特定産業技術研究推進機構、産業基盤整備基金、海洋科学技術センター</p> <p>[民営化等 7] 日本司法書士会連合会、日本土地家屋調査士会連合会、全国社会保険労務士会連合会、地方公務員災害補償基金、日本下水道事業団、自動車安全運転センター、日本公認会計士協会</p> <p>[独立行政法人化 9] 平和祈念事業特別基金、日本万国博覧会記念協会、通関情報処理センター、日本障害者雇用促進協会、農林漁業信用基金、情報処理振興事業協会、自動車事故対策センター、空港周辺整備機構、海上災害防止センター</p> <p>実態上措置 12 (経常費補助の廃止等)</p> <p>[民営化等] 日本行政書士会連合会、日本税理士会連合会、厚生年金基金連合会、石炭鉱業年金基金、漁船保険中央会、全国農業会議所、全国農業協同組合中央会、漁業共済組合連合会、日本弁理士会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、全国商工会連合会</p> <p>共済組合として整理 45</p> <p>日本たばこ産業共済組合 等</p>	<p>1</p> <p>[民営化等 1] 総合研究開発機構 (集中改革期間中に財団法人化の方向で組織の在り方を見直す)</p>	<p>4</p> <p>日本銀行、日本赤十字社、預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構</p>
計	163	<p>135</p> <p>(法律改正 77 [廃止 15] [民営化等 23] [独立行政法人化 39] 実態上措置 13 共済組合として整理 45)</p>	<p>23</p> <p>([民営化等 9] [廃止・独立行政法人化 1] [引き続き検討 13])</p>	<p>5</p>